



The screenshot shows the homepage of the Japanese Industrial Standards Committee (JISC). The page is in Japanese and features a navigation menu at the top with links for 'News and Information', 'Related Links', 'Site Map', and 'Language and Translation'. The main content area is divided into several sections:

- 標準化・認証** (Standardization and Certification): Includes links for Industrial Standardization and JIS, International Standardization (ISO/IEC), and JIS Mark Display System.
- 一般・共通** (General/Shared): Includes links for JISC Introduction, International Cooperation, and FAQs.
- データベース検索** (Database Search): Includes links for JIS Search, Registration Search, and JIS Mark Display System.
- ニュースとお知らせ** (News and Information): A list of recent news items, including the revision of JIS standards in April 2017.

A callout box highlights a specific news item: **ひ判定基準などのJISを制定・改正～[2017年4月](経済産業省サイトへ)**. Below this, a list of news items is provided, with the following items highlighted in red:

- JIS制定等の運用開始に伴う業務フローの変更について[2017年4月] **NEW**
- 日本工業規格(JIS)を制定・改正しました(平成29年3月分)～歩行者用自動ドアセット、シルバーカーなどのJISを制定～[2017年3月](経済産業省サイトへ)

ひ判定基準などのJISを制定・改正～[2017年4月](経済産業省サイトへ)

- JIS制定等の運用開始に伴う業務フローの変更について[2017年4月] **NEW**
- 日本工業規格(JIS)を制定・改正しました(平成29年3月分)～歩行者用自動ドアセット、シルバーカーなどのJISを制定～[2017年3月](経済産業省サイトへ)

s.html
日本工業標準調査会：工... x

(T) ヘルプ(H)
[ホームへ戻る](#) | [前のページへ戻る](#)

## JIS 制定等の運用開始に伴う業務フローの変更について

平成29年4月18日  
 経済産業省 産業技術環境局 国際標準課/国際電気標準課  
 一般財団法人日本規格協会 規格開発ユニット

現在、大きく3つに分かれるJIS制定の業務フローに関して、JIS制定等の効率かつ迅速な運用を目指し、更にはフォーマット等の一貫性を持たせるため、次のおり業務フローの変更を実施しますのでお知らせします。

基本、経済産業省が主務大臣のものから実施予定ですが、他省庁共管・専管に関しても必要に応じて、各担当もしくは提出先にご相談ください。

1. 事前調査の変更点
 

①これまで、経済産業省が国際規格との整合、規制・調査・JISマークとの整合、原案作成委員会の構成等が適切に措置されているか等の事前調査を実施してきましたが、平成29年度以降は、事前調査の受付業務を、一般財団法人日本規格協会(JSA)に委託し、実施します。

②規格案審議がイラインの改正に伴い、委員構成比率の緩和等を実施。当該改正に伴い、調査内容が変わることから、事前調査で用いる申出用調査表様式についても修正を行います。【様式及び記載方法は、JISCHP又はJSAHPに掲載(4月下旬を予定)】
2. 原案作成段階からJIS制定等(公示)までの変更点
 

(1)JSAのJIS制定等に係る公募事業の場合  
 原案作成状況により異なりますので、JSAから原案作成団体へお知らせします。詳細は、JSAHPをご覧ください。  
 URL: <http://www.jisa.or.jp/domestic/domestic03.html>

(2)原案作成団体が自主的にJIS原案作成を行う場合(別紙1参照)  
 申出後に実施されていた、様式調整(JSAによる様式調整及び第三者による規格調整分科会)について、平成29年度以降は、申出前にJSAによる様式調整のみ実施します(規格調整分科会は廃止)。また、申出前に経済産業省とJSAとで、申出に係る資料の確認を行いますので、原案作成団体はJSAに資料を提出してください。  
 なお、既に申出用調査表を経済産業省に提出している原案作成団体におかれましては、JSAから様式調整の時期等について個別にご連絡をいたします。

(3)標準化委託事業によりJIS制定等を行う場合(別紙2参照)  
 成果物提出後、e-jiscへの入力前に、経済産業省とJSAとで、入力に係る資料の確認を行いますので、原案作成団体はJSAに資料を提出してください。  
 なお、既に事前調査表を経済産業省に提出している原案作成団体におかれましては、JSAから様式調整の時期等について個別にご連絡をいたします。
3. JIS制定等(公示)後のメンテナンス段階での変更点  
 工業標準化法に基づく5年見直し調査に加え、担当団体の移管手続きの窓口は、JSAが行います。

**問合せ先**

○経済産業省 産業技術環境局 国際標準課(電気、電子、情報分野以外の個別分野、分野横断的なもの)(別紙1、2関係)  
 電話:03-3501-9277  
 メールアドレス:[jisc@meti.go.jp](mailto:jisc@meti.go.jp)

○経済産業省 産業技術環境局 国際電気標準課(電気、電子、情報分野)(別紙1、2関係)  
 電話:03-3501-9287  
 メールアドレス:[jisc@meti.go.jp](mailto:jisc@meti.go.jp)

○一般財団法人日本規格協会 規格開発ユニット 規格管理グループ標準チーム(JSAの公募事業、別紙1、2の中でJSAが実施する事項)  
 電話:03-4231-8530  
 メールアドレス:[sd@jisa.or.jp](mailto:sd@jisa.or.jp)

▲このページの先頭へ

[ホームへ戻る](#) | [前のページへ戻る](#)

Copyright (c) 2017 Japanese Industrial Standards Committee. All Rights Reserved.

l.html

日本工業標準調査会 : 工...

ヘルプ(H)

**JISC** 日本工業標準調査会  
Japanese Industrial Standards Committee

ホーム | ニュースとお知らせ | 関連リンク | サイトマップ | 用語と略語

標準化: [工業標準化とJIS](#) | [意見受付公告\(JIS\)](#) | [国際標準化\(ISO/IEC\)](#) | [地域標準化活動](#)

認証: [JISマーク表示制度](#) | [マネジメントシステム\(ISO 9001/14001他\)](#)

一般・共通: [JISCの紹介](#) | [標準化と知的財産](#) | [国際協賛 協力\(WTO/TBT他\)](#) | [FAQ\(よくある質問\)](#)

[データベース検索](#)

ホーム > 工業標準化とJIS > 工業標準原案(JIS原案)の申出について

工業標準化とJIS

JISの入手調査方法

**工業標準原案(JIS原案)の申出について**

JIS作業計画の公開及びJISCへの意見陳述について

意見受付公告(JIS)

JIS原案作成に関する情報提供

JISC審議への外国関係者の意見陳述に関する情報提供

JIS廃止の争訟公告

### 工業標準原案(JIS原案)の申出について

#### (1)工業標準原案(JIS原案)の申出について

工業標準化法では、民間団体等の利害関係人が工業標準原案(JIS原案)を作成し、主務大臣に申し出ることができる旨定めています(法第12条等)。  
以下、電子方式による申出に係る諸手続について記しています。

※ 平成29年3月にシステム更改を行い、新e-JISCの運用を開始しました。**平成29年3月13日以降は、新e-JISCを使って電子申請ください。**詳細は[工業標準策定システムの更改について\[平成29年3月\]](#)をご覧ください。

※ 新e-JISCに対応するため、JIS原案作成テンプレート(JDT)の改修を行いました。**平成29年3月13日以降は、新JDTで作成した原案を電子申請ください。**詳細は[JIS原案作成テンプレートについて](#)をご覧ください。

**1. 申出に係る手続及びその流れは、次のとおりです。**

手続に必要な書類の様式は、ファイルのリンクをクリックしてください。

申出手続き	電子方式による申出
	利害関係人は、申し出る前に告示で定める様式により記載した申出人提出書を主務大臣宛に提出してください。 提出は、担当窓口へ直接提出するか又は郵送してください。登録は、随時受け付けています。 主務大臣は、登録手続を済ませた後、必要に応じて申出を行なうために必要となる

**【経済産業省が担当する規格は、窓口業務を(一財)日本規格協会が行います(経済産業省委託)。事前調査表の記載、提出方法等の詳細は、日本規格協会のホームページをご参照ください。】**

登録変更・廃止届

その旨を提出は、大臣宛に提出してください。

利害関係人は、工業標準原案の申出を予定している場合にあっては、着手する前に「JIS原案作成に係る事前調査表」を主務大臣に提出してください。  
申込書は、担当窓口へ郵送するか、直接提出してください。  
JIS原案作成に係る事前調査についてはこちらをご覧ください。

**【経済産業省が担当する規格は、窓口業務を(一財)日本規格協会が行います(経済産業省委託)。事前調査表の記載、提出方法等の詳細は、日本規格協会のホームページをご参照ください。】**

ダウンロード文書

制定・改正

 JIS原案作成に係る事前調査表の様式(制定・改正)(Excelファイル) 47KB

stic/domestic06.html

JIS 原案作成に係る事前調...

ツール(T) ヘルプ(H)

## JIS原案作成に係る事前調査

[JIS原案作成](#)

[JIS事前調査](#)

[特定標準化機関 \(CSB\) 制度](#)

[JIS原案作成公募制度](#)

[JIS原案作成テンプレート](#)

[JIS原案作成研修](#)

[JISマーク表示制度](#)

[JIS見直し調査](#)

[団体規格 WTO/TBT通報](#)

[お問い合わせ](#)

### JIS原案作成に係る事前調査

1. はじめに
 

一般財団法人日本規格協会では、経済産業省 平成29年度委託事業「高機能JIS等整備事業」を受け、民間団体等におけるJIS原案の事前調査の窓口業務を行います。
2. 事前調査の趣旨
 

JIS原案作成の意図を予め「事前調査」することによって、JIS原案の内容の適正化、審議スケジュールの調整などを行い、JISC審議の効率化を図るため行うものです。

JISの制定・改正・廃止の申出又は提出を予定する利害関係者は、上記の主旨に則り、JIS原案の作成を開始する前又はJIS原案作成の途上など正式に申出又は提出を行う前に、下記提出窓口に、制定・改正（追補を含む）・廃止を希望するJIS原案の名称、規定内容等必要事項を記載した「事前調査表」を提出していただくようお願いいたします。

なお、「JIS原案作成公募制度」のご利用を希望する関係団体は、同制度における概要調査書の提出により同様の手続きとなります。[JIS原案作成公募制度](#)のページをご覧ください。
3. 事前調査の対象
 

JISの制定、改正（追補を含む）、廃止
4. 事前調査受付時期
 

随時受け付けております。（毎月1回、月末締切り）

※標準化委託事業によりJIS制定等を行う場合は、JIS原案作成を行う年度の5月に以下書類をご提出ください。
5. 応募方法
 

日本工業標準調査会の指定する以下の書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、6.に記載する提出先まで電子メールにて送付ください。

**提出書類**

制定・改正

  - [JIS原案作成に係る事前調査表（制定・改正）（Excel）](#)
  - [JIS原案作成委員会開催日程及び構成員名簿（Word）](#)

廃止

  - [JIS原案作成に係る事前調査表（廃止）（Excel）](#)

※電子データはPDFではなく、Excel・Wordのままご提出ください。

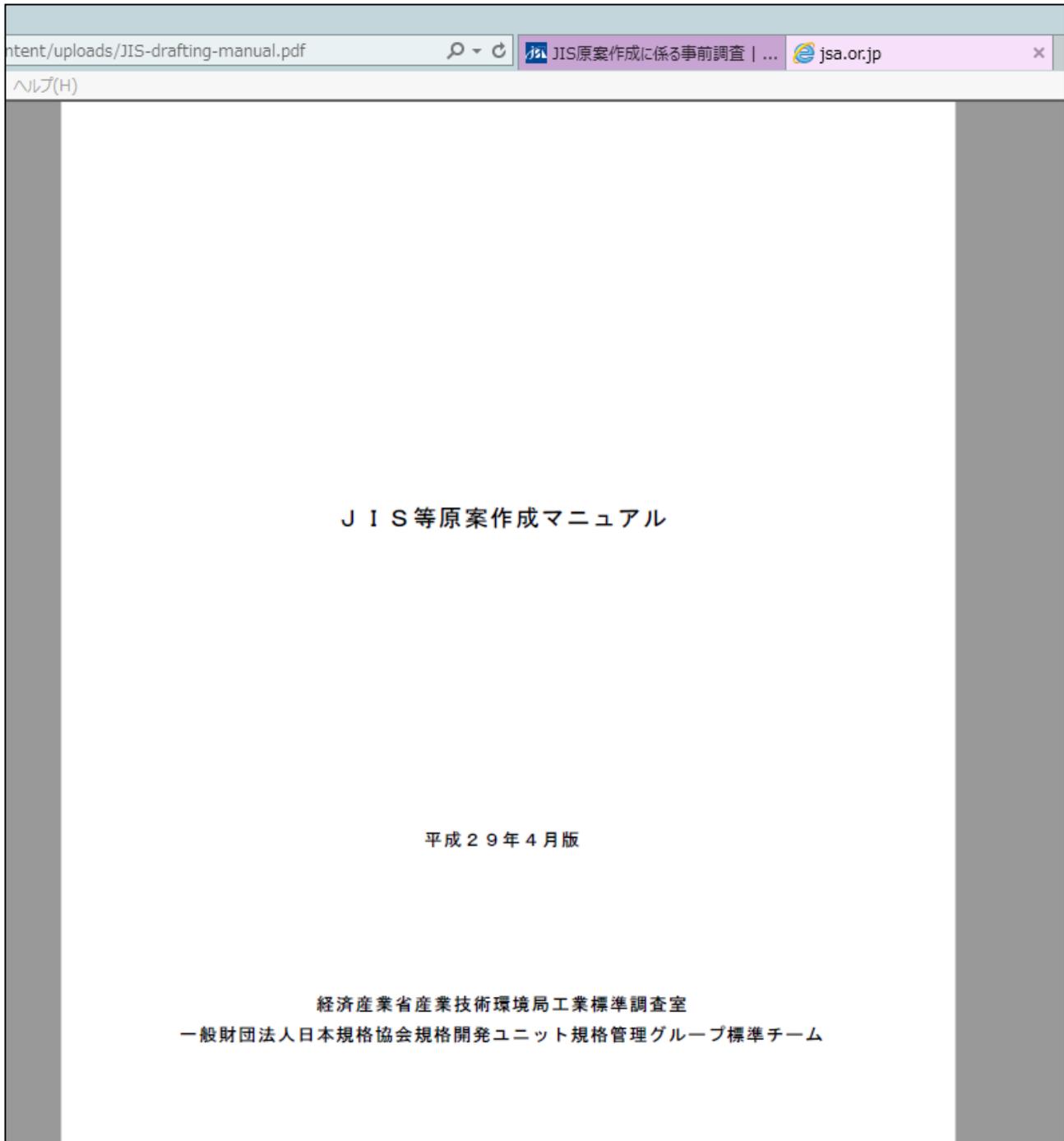
**提出書類記入方法**

  - [JIS等原案作成マニュアル](#)
6. 提出先及び問合せ先
 

一般財団法人日本規格協会 規格開発ユニット 規格開発グループ 標準チーム

TEL : 03-4231-8530 FAX : 03-4231-8662

E-mail : [sd@jisa.or.jp](mailto:sd@jisa.or.jp)



原案作成段階から JIS 制定等（公示）までの変更点  
（民間団体が自主的に JIS 原案作成を行う場合）

平成 29 年 4 月  
経済産業省 産業技術環境局  
国際標準課 / 国際電気標準課

平成 29 年度から、経済産業省が主務大臣となる JIS 原案作成について、次のとおり実施しますのでお知らせします。

1. 事前調査は、日本工業標準調査会での調査審議が円滑に行われることを目的として、JIS 原案作成開始前に、国際規格との整合、規制・調達・JIS マークとの整合、原案作成委員会の構成等が適切に措置されているか等を確認するものです。平成 29 年度から、事前調査の窓口業務を、一般財団法人日本規格協会（JSA）が、以下のとおり実施します。

工業標準化法第 12 条に基づく申出を経済産業省へ行おうとする民間団体（原案作成団体）は、事前調査で用いる申出用調査表に必要事項を記入し、JSA へ提出してください。必要事項が記載されていない場合は、JSA にて受理しないことがあります。不明な点がありましたら、予め JSA に相談してください。

JSA では、申出用調査表の記載内容等に矛盾や齟齬の無いことを確認します。また、原案作成団体は、JSA との間で様式調整（2. 参照）の時期について合意してください。

JSA での確認が終わったら、原案作成団体は、経済産業省のヒアリングを受けていただきます。ヒアリングは書面又は対面で行うものとし、対面で行う場合は、JSA から原案作成団体に、時間場所等の連絡をさせていただきます。

実施方法、申出用調査表の様式、記載内容等の詳細は、JISCHP 及び JSAHP にてお知らせいたします（4 月下旬を予定）。

2. これまで、申出後に JSA で実施していた第三者の専門家による規格調整分科会は、廃止することとしますが、様式調整（JIS Z8301 との整合確認、校正（原案の完成度の観点から、JSA が外部専門家等を活用））の業務は、申出前（原案作成終了後又は原案作成と並行して）に JSA で実施します。また、様式調整が終了した原案は、以後、JSA が原本管理しますので、申出前に修正がある場合は、JSA にご相談ください。

3. 事前調査後から日本工業標準調査会への申出までのフォローを JSA が行います。原案作成団体は、原案作成開始から申出までの手続や運営で不明な点がありましたら、JSA に相談してください。

原案作成団体は、様式調整終了までの間に、「審議経過報告書」を JSA に提出してください。JSA では、申出用調査表との整合を確認します。

JSA での確認後、経済産業省において、日本工業標準調査会での審議及び WTO/TBT 協定に基づく意見受付公告を前提に、「審議経過報告書」の内容が整っていることを確認・修正するとともに、原案作成団体が行う申出時期についても、原案作成団体と経済産業省との間で再確認します。

原案作成団体は、ここでの確認・修正を反映して、申出していただきます。

他省案件については、従来どおり、他省担当者にご相談ください。

4. JIS 制定等（公示）後の工業標準化法に基づく 5 年見直し調査に加え、担当団体の移管手続きの窓口は、JSA が行います。
5. 経過措置について、経済産業省では、以下の措置を講じます。  
既に申出用調査票を経済産業省に提出している原案作成団体におかれましては、今までどおり、原案作成を進めてください。また、経済産業省に提出した申出用調査票を、JSA に提出してください。また、申出前に様式調整（2. 参照）を実施します【JSA が、審議予定一覧等の情報を元に、該当する団体に連絡をいたします】。  
既に原案作成中で、申出用調査表を提出していない原案作成団体におかれましては、申出用調査表に記入の上、平成 29 年 5 月中に JSA へ提出してください。既に申出されている分については、JSA にて様式調整を行い、日本工業標準調査会の専門委員会の調査審議を経ることとなります（CSB で申出されている分は部会）。

問合せ先：

電話：03 - 3501 - 9277（国際標準課）

03 - 3501 - 9287（国際電気標準課：電気、電子、情報分野）

メールアドレス：[jisc@meti.go.jp](mailto:jisc@meti.go.jp)

ただし、調査表や報告書への記入方法など事前調査やフォローに関する  
こと、e-jisc への入力に関することは、JSA（規格開発ユニット規格管理  
グループ標準チーム）まで直接問い合わせてください。

電話：03 - 4231 - 8530

メールアドレス：[sd@jsa.or.jp](mailto:sd@jsa.or.jp)

（電話でのお問い合わせは、折り返しの対応となります。できるだけ、  
メールでの問合せをお願いします。）

原案作成段階から JIS 制定等（公示）までの変更点  
（標準化委託事業により JIS 制定等を行う場合）

平成 29 年 4 月  
経済産業省 産業技術環境局  
国際標準課 / 国際電気標準課

平成 29 年度から、経済産業省の標準化委託事業を活用した JIS 原案作成に関する業務の一部について、次のとおり変更しますのでお知らせします。

1. 事前調査は、日本工業標準調査会での調査審議が円滑に行われることを目的として、JIS 原案作成開始前に、国際規格との整合、規制・調達・JIS マークとの整合、原案作成委員会の構成等が適切に措置されているか等を確認するものです。平成 29 年度から、事前調査の窓口業務を、一般財団法人日本規格協会（JSA）が、以下のとおり実施します。

原案作成団体は、JIS 原案作成を行う年度の 5 月に、事前調査表を JSA に提出してください。また、計画変更等の理由で年度途中から JIS 原案作成をすることが判明した場合は、その都度、JIS 原案作成前に、事前調査表を JSA に提出してください。

実施方法、事前調査表の様式、記載内容等の詳細は、JISCHP 及び JSAHP にてお知らせいたします（4 月下旬を予定）。

JSA では、事前調査表の内容を確認して、その内容等に矛盾や齟齬の無いことを確認します。また、原案作成団体は、JSA との間で様式調整<sup>1)</sup>の時期について合意してください。

JSA での確認が終わったら、原案作成団体は、経済産業省のヒアリングを受けていただきます。ヒアリングは書面又は対面で行うものとし、対面で行う場合は、JSA から原案作成団体に、時間場所等の連絡をさせていただきます。

実施方法、事前調査表の様式、記載内容等の詳細は、JISCHP 及び JSAHP にてお知らせいたします（4 月下旬を予定）。

- 注<sup>1)</sup>規格ユーザの理解を一様とすることを目的として、JSA において、横断的な文言の使い方を精査するとともに、引用規格等が適正に引用されているかの確認等を行うものです。様式調整の時期は、従来どおり成果物の提出後とし、様式調整を実施した原案は、以後、JSA が原本管理します。

2. 成果物提出後のフォローについては、以下のとおりとします。

原案作成団体は、様式調整終了までの間に、「審議経過報告書」を JSA に提出してください。JSA では、事前調査表との整合を確認します。

JSA での確認後、経済産業省において、日本工業標準調査会での審議及び WTO/TBT 協定に基づく意見受付公告を前提に、「審議経過報告書」の内容が整っていることを確認・修正するとともに、原案作成団体が行う e-jisc への入力時期についても、原案作成団体と経済産業省との間で再確認します。

原案作成団体は、経済産業省による確認・修正を反映して、e-jisc に入力していただきます。

問合せ先：経済産業省産業技術環境局国際標準課又は国際電気標準課 委託担当者あて

ただし、調査表や報告書への記入方法など事前調査やフォローに関すること、e-jisc への入力に関する場合は、JSA（規格開発ユニット規格管理グループ標準チーム）まで直接問い合わせてください。

電話：03 - 4231 - 8530

メールアドレス：[sd@jsa.or.jp](mailto:sd@jsa.or.jp)

（電話でのお問い合わせは、折り返しの対応となります。できるだけ、メールでの問合せをお願いします。）